

医療用補整具購入費補助事業

Q&A

質問	回答
先月、医療用ウィッグを購入しました。いつまで申請できますか？	購入した日の年度内（3月31日）に申請してください。 ただし、令和6年1月1日から3月31日までの間に購入した場合に限り、購入した翌日から起算して90日を経過した日まで申請できます。
ウィッグを2個購入したのですが、補助の申請はできますか？	できます。 購入個数は問われません。その際は、まとめて申請が必要になります。 （補助限度額以上はお支払いできません。）
以前、ウィッグを9,750円で購入し、申請をしたことがあるのですが、その時は、限度額の20,000円を超えなかったのに、今回ウィッグの代金を申請してもいいですか？	できません。 購入品が補助限度額未満でも申請は1回までとなります。
以前、がんになり、ウィッグと乳房補整具を購入しそれぞれを申請しました。今年再発してしまい、新しいものを買ったのですが、再度申請してもいいですか？	できません。申請は一人1回までです。 （ウィッグと補整具はそれぞれ1回の申請ができます。）

質問	回答
<p>クレジットカードのポイントを利用して購入したのですが、全額分で申請してもいいですか？</p> <p>(¥18,000 でウィッグを購入) 8,000 円分をポイント使用、 10,000 円分現金支払いをした。</p>	<p>できません。 ポイントの利用分の額は補助対象外となります。ポイント利用以外の費用分を申請することはできます。</p> <p>(←の場合：10,000 円分は申請が可能です。)</p>
<p>医療用ウィッグの毛付き帽子や皮膚を保護するネットなども申請してもいいですか？</p>	<p>対象となります。 ネット以外の付属品（スタンド、ケア用品など）は対象となりません。</p>
<p>インターネットで購入したのですが、領収書が手元にありません。どのように購入したことを証明できますか？</p>	<p>まずは、領収書が発行できるか、購入先にご確認下さい。 詳しくは、伊東市健康推進課へご相談下さい。</p>
<p>診断書や治療方針計画書の発行にかかる費用も請求できますか？</p>	<p>提出書類の準備に必要な費用は請求できません。自己負担となります。</p>
<p>診断書などは特定の様式はありますか？</p>	<p>特定の様式はありません、各医療機関にて発行されるものを、ご提出ください。</p>
<p>がんになる前に、遺伝子検査でがんになる可能性が高いと出ました。予防的に乳房切除を考えていますが、対象にはなりませんか？</p>	<p>なりません。 がんの診断が必要になります</p>